

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、福祉に関する事項についてを議題といたします。（1）マイナ保険証と現行保険証の取扱いについて、この件につきまして、能登谷委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○能登谷委員 さきの第2回定例会でも、マイナ保険証について、システム改修費と郵送料がありましたので、合計4千265万円ということで補正されて、質疑もさせていただきました。しつこいようですが、また聞きたいことが発生しましたので。

その後、国民健康保険被保険者証の期限の時期になっているということで、今、郵送されるということなんですが、マイナ保険証がない人は、来月から10割負担になるとか、12月からは保険証が使えなくなるとか、誤った情報ですね、それが市民の中で結構流れていて、混乱も起きていると。医療機関によっても、具体的に今日は名前を言いませんけども、複数の医療機関で、そのようなことを事務の人というか、受付の人が言っているということで、困ったという問合せも実際に来ているんです。なので、実際のところどうなのかということを聞いていきたいんですが、まず最初に、なぜそのような誤った情報が出回るのか、市の認識について伺いたいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 現行の健康保険証の廃止に関しましては、本市にも、今後マイナ保険証しか使えなくなるのではないかとといった問合せは数件寄せられております。

健康保険証の廃止後の対応につきましては、医療機関、それから保険者などの関係機関が、国からの通知に基づいて準備を進めているところでございます。また、健康保険加入者に対しましては、国が様々な媒体を通じて情報発信し、周知に努めているところでございますが、現行の保険証が本年12月2日以降も有効期限まで使えることですか、マイナ保険証がなくても保険資格は有するといった情報が十分に伝わり切っていないことで誤解が生じているのではないかと、このように考えてございます。

○能登谷委員 国の宣伝にも問題があると思うんですね、テレビでばんばん流していますので。12月2日で保険証が使えなくなるという大量宣伝をしているんですね。急いでマイナ保険証を登録するように誘導しているのではないかと。結果として、マイナ保険証がないと10割負担になる印象を与えているのではないかと考えるんですが、市の認識はいかがでしょうか。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 国が作成しましたリーフレットですとか、テレビCMでは、12月2日から保険証が発行されなくなること、マイナ保険証の利用方法ですとか、マイナ保険証の登録を推奨する内容というのが中心となっており、マイナ保険証を保有していない方に対して、現行の保険証の有効期限が切れる前までに資格確認書というのが交付され、引き続き、従来の負担割合で保険診療を受けることができるという旨の情報はあまり目立っていないように思います。

このようなことで、結果として、マイナ保険証がないと10割負担になると加入者の方に勘違いされているのではないかと考えているところでございます。

○能登谷委員 結局、国は、10割負担になるんじゃないかという印象を与えているなというふう

に思うんですが、続いて伺っておきたいのは、東京新聞のオンラインに、7月14日、厚生労働省が各健康保険組合に11月末に利用率50%に下さいよということを目安に目標設定するというふうに指導しているというのが報道されていましたが、旭川市の国保にもそのような目標設定をするように指導されているのかどうか、これも伺いたいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 令和6年1月24日付の厚生労働省保険局長通知によりまして、指導ということではございませんが、マイナ保険証の利用促進に向けたさらなる取組への御協力をお願いということで、医療保険者に対して、マイナ保険証の利用率の目標設定というのが求められております。この通知の中で、目標設定に対しては、保険者インセンティブ制度ということで、加点評価、業績評価を取り入れるということを検討するという旨の記述がありました。

今後、交付金等の影響に鑑みまして、本市といたしましても、国が基本としている本年11月末時点で50%という目標を設定しているところでございます。

○能登谷委員 結局、交付金をちらつかせて、指導ではないと言いながら、そのインセンティブ制度に合致しないと交付金が減らされるわけだから、事実上、やっぱり誘導しているというかね、指導しているんじゃないかなというふうに思うんですよね。50%にするって言ったって、なかなか実態としては、第2回定例会の最後で聞いたときには9%かそこらでしたから、実態としては合わない。それが50%まで行くというのはちょっと何か無理くさいなという話だったんですけども、今現在は、マイナンバーカード自体の保有枚数とか保有枚数率、それから国保のマイナ保険証の登録率、利用率、これはどうなっているのかなというのも聞いておきたいと思います。全国と旭川で違いがあるのかどうかも含めてお聞かせいただきたいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 本市における令和6年6月末現在のマイナンバーカードの保有状況になりますが、総数で23万952枚、保有枚数率というもので申しますと71.2%でございます。全国の保有枚数率、いわゆる平均ですが、74.0%となっておりますので、本市の保有枚数率はやや下回っているという状況となっております。

また、同じく令和6年6月末現在になりますが、本市の国保加入者のマイナ保険証の、まず利用登録状況でございますが、62.4%でございます。マイナ保険証の利用率につきましては、12.6%となっており、全国平均が9.9%でございますので、本市の国保の利用率はやや高い状況となっているところでございます。

○能登谷委員 国保のマイナ保険証利用率の全国平均が9.9%になったということで、本市の利用率が全国より高いといったってね、結局、全国平均は1割行っていないという実態だと思うんですよね。

それで、さきの第2回定例会でも現行の保険証の取扱いについても伺いました。今、誤解もいろいろある中で、今年12月2日から新たに紙の保険証が発行されないということなんですが、今の保険証はそのまま有効期限の来年7月まで使えと。その後、来年7月に期限が切れても、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書がプッシュ型で交付されるということですよ、申請しなくても。特に申請手をしなくても送ってくる、そういう話だったと思うんですが、その理解でよいでしょうか、確認したいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 はい。そのとおりでございます。

○能登谷委員 それから、さきの第2回定例会でこれも聞きましたが、令和7年8月以降は紙の保

険証が利用できなくなるが、令和7年、来年7月下旬までに、国保加入者全員に対し、マイナ保険証の有無に応じて、資格情報のお知らせまたは資格確認書のどちらかを交付するとの答弁でしたが、詳しくはどのような違いがあるのか。それから、マイナ保険証を利用登録したが、やはり不安なので使っていない人はどうなるのか、併せてお示しいただきたいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 まず、資格情報のお知らせでございますが、マイナ保険証をお持ちの方に発行するもので、自身の被保険者資格の情報というのが明示されておりまして、サイズ的にはA4判の紙のものとなります。それは、医療機関でマイナ保険証の読み取りが万が一できない場合に、マイナ保険証と一緒に提示をしていただくことによりまして、一定の窓口負担割合で保険診療を受けることができるというものなんでございますが、このお知らせのみで医療機関で保険診療を受けるということとはできないというようなものになっております。

また、資格確認書でございますが、保険証を持たない方に対して発行するものでございます。サイズ的にはカード型となっております、従前の健康保険証と同じように使用することができるようになっております。

マイナ保険証を今後使用することを希望されない場合でございますが、本年10月末ぐらいを予定しておりますが、マイナ保険証の利用登録を解除することができるようになる予定となっております。希望される方につきましては、各保険者に解除申請をしていただくことによりまして、保険者で利用登録を解除し、資格確認書を交付する、このようになってございます。

○能登谷委員 それで、マイナ保険証の利用登録があると、マイナ保険証を持っているという判断になりますよね。そうすると、使用履歴があるかどうかはあまり関係ないと思うんですが、そういう解釈でいいのでしょうか。保険証を何か持たないことには、国民皆保険制度に反するわけで、保険者としては、保険に加入している限り、何かの保険証を持っていたかきや困るということなので、使用した履歴、要するにマイナ保険証になっていても、病気にならない人もいますからね、病院に行かないということなので、利用登録があるということでマイナ保険証を持っているという解釈でいいんでしょうか。使用のことも問われているんでしょうか。その辺の違いをちょっとお示してください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 マイナ保険証の使用履歴による違いはございません。

○能登谷委員 そうするとね、結局、保険証を12月に廃止しなければいいんじゃないのかな、一番いいのは。マイナ保険証も使えるし、紙の保険証もそのまま行っていれば、どっちか使えばいいということであって、来年7月になると役所も混乱しますよね。資格確認書を送る人と、資格情報のお知らせを送る人に分けなきゃならない。または、途中でやめちゃうから利用登録の解除をする人とか、途中でそれをされると、国保だったら国保で保険証を送るということを新たに途中でもしなきゃならないわけですね。だから、そんなことをしないためには、今のままやっている、または全員に資格確認書を送りつける。一番いいのは、何も変えないで、マイナ保険証が便利だと思う人はマイナ保険証でやればいいということじゃないですかね。そのほうが、役所としても楽なんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうね。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 そのように感じているところもありますけれども、ただ、制度として、マイナ保険証というのが位置づけられ、12月2日で現行の保険証が廃止になるということが決まりましたので、国保としては肅々と、そこを進めていかなければならないというふうに

思っております。

○能登谷委員 すみません、余計なことを聞かしまして。

それで、国からの通知で、第2回定例会のときも、当面の間として今の対応なんだということが示されていたと思うんですね。このままずっと行くとも思えないということなんですが、今後の対応について、新たな通知とか対応策は示されているのかどうかを確認しておきたいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 令和5年6月9日付で、厚生労働省保険局長通知によりまして、いわゆる資格確認書の取扱いが示されました。それ以降、今後の対応ということでの国からの新たな通知に関しては、今のところ示されていない状況にあります。

○能登谷委員 これだけいろんなことが問題になったり、課題になったり、誤った情報も飛び回っている中で、1年以上何も通知がないというのもどうかなと思いますね。無責任だと思いますね、率直に言って、国の対応がね。そこは問題意識だけ述べておきたいと思います。

それで、最後に聞きたいんですが、最初の問題意識に戻りますけれども、市民の中に間違った情報が出回っているということ自体は問題があると思うんですね。背景には、保険証の期限が7月で切れるとか、12月2日で紙の保険証が廃止になるなど、これ、大量に宣伝されているんですが、その後の対応はどうなるかっていうことがほとんど宣伝されていないんですよ。

それから、今、送ってくる保険証の切替えにも、マイナ保険証のことはでっかく載っていますけど、今のままでも使えますよっていうのは、見たらちっちゃーく書いてあるんですよ。あれじゃねえ、はっきり言って分からないと思うんですよ。だから、マイナ保険証でなくても現行の保険証が使えるし、その後、資格確認書になっても、それも自動的に届くと。紙の保険証と何ら変わらない効力なんだから、それらの周知をもっとしていくべきではないのかなというふうに思います。市の認識と、今後、何か対応できるのであれば、その対応についても伺って終わりたいと思います。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 現行の健康保険証の廃止に伴う市民への周知についてでございますが、本市、国民健康保険の被保険者への対応といたしましては、6月14日に令和6年度国民健康保険料納入通知書を、それから7月19日に更新被保険者証をそれぞれ発送した際に、先ほど出ました、国が作成いたしましたリーフレットや文書を同封しまして、マイナ保険証の登録方法や、現行保険証の廃止後の取扱い等についてお知らせをしたところでございます。

その中で、先ほども質疑が出ておりますけれども、現行の紙の保険証については、1年以内に後期高齢者医療へ移行する方などを除きまして、令和7年、来年の7月31日の有効期限までは使えること、また、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書を申請することなく、現行の保険証の有効期限が切れる前までに郵送する旨を周知しているところでございますけれども、市といたしましても、これで十分と考えてございませぬので、今後も、本市のホームページの活用だとか、それから新規に国民健康保険に加入される方には、その際にチラシを配付するなど、様々な機会を通じてさらなる周知を図るとともに、市民からの問合せもこれから増えてくるのかなというふうに想定しているところでございますが、それらに対しましても丁寧に対応してまいりたいと考えてございます。

○能登谷委員 広報「あさひばし」に載っけてもらったらどうかなと思うんですよ。市長の写真を少し削れば、スペースは十分空くと思うんですよ。どっちが大事かといったら、市長の写真も大事だと思うんですけども、保険証のことですからね、それをきちっと周知して分かってもらうこ

とのほうが相当大事じゃないかなと思いますので、それらも含めてぜひ御検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、清掃及び環境に関する事項についてを議題といたします。(1)熱中症対策に係る庁内体制について、理事者から報告願います。

○太田環境部長 本市の熱中症対策に係る庁内体制などにつきまして、御報告を申し上げます。

お配りしている資料を御覧ください。

初めに、改正気候変動適応法についてでございます。国は、令和5年4月、気候変動適応の一分野でございます熱中症対策を強化する観点から、気候変動適応法を改正してございます。

大きく3つポイントがございます。1つ目は、熱中症に関する政府の対策を示す実行計画の法定計画への格上げ、2つ目に、熱中症警戒情報の法定化及び熱中症特別警戒情報の創設、3つ目に、市町村長による指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルター、それと熱中症対策普及団体の指定の制度などの措置ということになってございます。国は、これらの措置を講じた上で、令和6年2月、本改正の周知の徹底及び円滑かつ効果的な施行という観点から、本措置に関する通知を発出したところでございます。

次に、熱中症特別警戒アラート、熱中症警戒アラートについてでございます。これらのアラートの発表につきましては、国から北海道、市町村に順に通知されます。これらのアラートについては、資料の右下にございますけれども、特別警戒アラートにつきましては法的効力があり、都道府県内の全ての観測地点で暑さ指数が35以上に達すると予測される場合に、都道府県単位で発表されます。また、警戒アラートにつきましては、法的効力はございませんが、府県予報区等内のいずれかの観測地点で暑さ指数が33以上に達すると予測される場合に、府県予報区などの単位で発表されるというふうになってございます。

次に、旭川市の体制についてでございます。こうした国の対応を受けまして、環境部では、本年5月、庁内の全部局で構成いたします環境総合調整会議を開催し、本会議におきまして、特別警戒情報ですとか警戒情報が発表された場合の対応、それとクーリングシェルターの指定などの措置を講じる必要があることを説明し、6月に旭川市熱中症特別警戒情報の発表に係る措置その他熱中症対策に関する要綱を制定し、7月に本要綱に基づき、資料のと通りの体制を構築したところでございます。

特別警戒情報が発表され、本市に北海道からの通知があった場合には、環境総務課から各部局の庶務担当課及びクーリングシェルターに、アラートが発表された旨及び必要な措置を講じるべき旨を連絡した上で、本連絡を踏まえ、各課におきましては、情報発信ですとか注意喚起、その他必要な措置を講じ、クーリングシェルターにおきましては開放などの措置を講じることとなります。このクーリングシェルターにつきましては、現在、市有施設5か所、民間施設7か所をシェルターに指定しておりまして、永山市民交流センターにつきましては、近日中の指定に向け調整を進めてい

るという状況でございます。また、今後、民間事業者からの申出があった場合には、協定を締結し、申出に関わる施設をシェルターに指定するとともに、特別警戒情報が発表されない場合にも、市有施設については涼みどころとして開放し、民間施設も同様の運用に努めていただくこととなります。なお、健康推進課におきましては、平時の場合も含め、熱中症対策の助言などを行うということになります。

最後に、熱中症対策普及団体でございます。本団体は、地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動の徹底を図るという役割を担う民間団体でございます。現在、環境総務課におきまして、他都市の動向ですとか運用の詳細、市内における指定の可能性などに関する情報を収集し、広く公募に向けた検討を行ってございます。

本市といたしましては、このような体制の下、庁内の全部局、民間の事業者、国や北海道などと密接に連携しながら、熱中症による健康被害の発生を防止していこうと考えてございます。

御報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 誰か聞くかなと思ったら聞かないから、ちょっとだけ。

今日、テレビを見ていたらね、十勝地方かな、何か警戒アラートだとかって言っていたんですけど、今のやつで言うと、特別警戒とか普通の熱中症警戒アラートとか段階があって、国のとか都道府県とかね、あると思うんですが、今朝の十勝のはどこの判断になるんですか。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 本日、十勝地方で警戒アラートが発表されて、これは環境省で判断しております。

○能登谷委員 ゼロカーボンシティが担当するというのも初めて知ったんですけども。

それでね、旭川市は、じゃどうなのかなということなんですよね。今年、私ごとですが、我が家にもようやくクーラーが導入されたんですが、この間30度になってもなかなか奥さんはつけてくれないんですよ。湿度がそれほどでない、五十何%で、こんなもんでつけるもんじゃないって言ってつけてもらえませんでした。

それで、旭川市では実際にこの警戒が出たことがあるのかどうか、今年度ね。これに照らしてみれば警戒すべきものだったというふうに判断できるのかどうか。それから、それに近い数値のときがあったのかどうか、ちょっと今年度のことで教えていただければと思います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長

本年度、上川地方で警戒情報であったり、特別警戒情報が発表されたことはございませんでした。ただ、暑さ指数が31以上の場合には、警戒というような発表が行われまして、これは今月に入って、1週間前ぐらいだと思うのですが、1回出ております。

これらの情報につきましては、環境省のほうでLINEを活用した情報発信をしております、こちらのほうに御登録いただけますと、プッシュ型で管内に関する情報が毎日届くというような仕組みになってございます。

○能登谷委員 以上で終わります。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長　なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋紀博委員長　なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会　午前１０時２９分